

スルガ銀行カードローン（V i s a機能付き）取引規定集

スルガ銀行カードローン（V i s a機能付き）会員規約

第1条（会員）

1. スルガ銀行株式会社（以下「当社」という。）のスルガ銀行カードローン契約規定ならびに本規約を承認のうえ、所定の申込書によりスルガ銀行カードローンを申し込み、かつ、当社が運営するスルガ銀行カードローン（V i s a機能付き）取引システム（以下「カードシステム」という。）への入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を会員とします。
2. 会員と当社との契約は、当社が入会を認めたときに成立します。

第2条（適用範囲）

本規約においてデビット取引とは、会員がカードシステムの決済口座として当社にスルガ銀行カードローンの当座貸越（以下「当座貸越」という。）を設定したうえ、次の各号に定める加盟店（以下「加盟店」という。）において、会員が当該加盟店から商品を購入または役務の提供を受けることに伴い（以下「売買取引」という。）、会員に発生する当該加盟店に対する債務（以下「売買取引債務」という。）を、当座貸越から引き落とす方法により当社から借り入れることによって弁済する取引をいい、各種提携カードを含めデビット取引を行なうために提示するカードをスルガ銀行カードローン（V i s a機能付き）（以下「カード」という。）といたします。デビット取引ならびにデビット取引に付随して発生する取引については、本規約を適用します。また、デビット取引ならびにデビット取引に付随して発生する当座貸越債務の利息や支払方法についてはスルガ銀行カードローン契約規定を適用します。ただし、当社が適当でないと判断した加盟店については、この限りではありません。

- （1）当社の加盟店。
- （2）当社と提携のクレジット会社の加盟店。
- （3）V i s aと提携した金融機関・クレジット会社の加盟店。

第3条（カードの発行と管理）

1. 当社は、会員に対し、当社が会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「カード情報」という。）を表示したカードを貸与します。
2. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署をするものとします。
3. カードは、カード裏面の署名欄に自署した会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードならびにカード情報を利用・管理するものとします。
4. カードの所有権は当社に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に使用させることは一切できないものとします。
5. 当社は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正使用されている、またはそのおそれがあると判断したとき、会員に通知することなく会員のカードを無効とすることができるものとします。カードが無効になったときにおいて、会員が、当社の行なう不正使用に関する調査に協力し、当社所定の方法により本人利用確認ができたときには、当社は当該無効登録を解除し、また、本人利用確認ができないときでも、当社が認めたとときには、当社は当該会員に対し新たにカードを発行することができるものとします。

6. カードの種類や発行体系により別途特約があるときは、その特約に従うものとします。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当社が定めるものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
2. カードの有効期限までに退会の申出がない会員で、当社が審査のうえ、引き続き会員として認める方に対し、有効期限を更新した新カードと会員規約書面を送付します。
3. カードの有効期限内であっても、発行後1年間利用がない等の理由により当社が必要と判断したときは、カード機能を停止したうえでスルガ銀行カードローンへの切替を行なうことができるものとします。
4. 有効期限内におけるカード利用によるデビット取引の決済については、有効期限経過後あるいは第15条に定める会員資格の取消しとなった後においても本規約を適用するものとします。

第5条（暗証番号、パスワード）

1. 会員はカードの暗証番号（4桁の数字）を当社に登録するものとします。
2. 会員は、暗証番号を変更するときは、カードの再発行手続が必要となります。
3. 当社は、当社所定の方法により電話取引用のパスワード（4桁の数字）に登録し、会員に通知するものとします。会員は、当社所定の方法により電話取引用のパスワードを変更できるものとします。電話取引の内容は第20条第1項に定めるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法によりインターネット取引用のパスワード（6～15桁の英数字）に登録し、会員に通知するものとします。会員は、当社所定の方法によりインターネット取引用のパスワードを変更できるものとします。インターネット取引の内容は第20条第1項に定めるものとします。
5. 会員は、本条第1項、第3項および第4項に定める暗証番号およびパスワードについて新規登録あるいは変更するとき、「0000」、「9999」等の同一数字全桁または生年月日、電話番号等第三者に容易に推測される番号は設定できないものとします。
6. 会員は、カードの暗証番号、電話取引用のパスワード、インターネット取引用のパスワードを他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責のあるときを除き、会員はこれら登録された暗証番号ならびにパスワードが使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己でその責を負うものとします。

第6条（カードの利用方法）

1. 会員は、加盟店にカードを提示し、デビット取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」という。）にカード情報を読み取らせ、所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行なうことにより、売買取引を行なうことができます。
なお当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略することにより売買取引を行なうことができます。V i s a マークのある加盟店でご利用いただけます。ただし、加盟店であっても提供する商品（サービス含む）により、V i s a カード決済ができないこともございます。また、各国の法令などにより V i s a カード決済が制限されるときもございます。
2. コンピューター通信・インターネット等のオンラインによって取引を行なう加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、カードの提示、売上票への署名に代えて、カード情報をオンライン上で当該加盟店に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。また、通信販売等を行なう加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、カード情報をファックスやハガキで当該加盟店に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。

3. 当社が指定する加盟店において売買取引を行なうときには、会員は、売上票への署名に代えて、当該加盟店に設置されている端末機にカードの暗証番号を入力する等当社が適当と認める方法により、売買取引を行なうことができます。ただし、端末機の故障等のあるとき、または別途当社が適当と認める方法を定めているときには、ほかの方法でカードを利用していただくことがあります。
4. 会員は、当社が適当と認めたときには、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。このとき、会員は自身の責任においてカード情報を事前に加盟店に登録するものとし、カードの再発行や更新、種別変更等により、当該登録内容に変更があったとき、退会または会員資格の取消し等により会員資格を喪失したときは、会員がその旨を当該加盟店に通知し、決済手段の変更手続を行なうものとし、また、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカード情報の変更ならびにカードの無効情報等を加盟店に対して通知するときがあることを、会員はあらかじめ承諾するものとし、
5. カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を得るものとし、ただし、利用金額・購入商品・権利ならびに提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。このとき、会員は、加盟店が当社に対してカード利用に関する照会を行なうことをあらかじめ承諾するものとし、
6. 会員のカード利用状況、または会員の決済状況等から当社が適当でないと判断したとき、当社はカードの利用をお断りすることができるものとし、また、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品については、カードの利用を制限することがあります。
7. 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断したとき、会員のカード利用を保留することがあります。このとき、会員は、当社が、会員に直接または加盟店を通じて所定の本人確認の調査を行なうことをあらかじめ承諾するものとし、
8. 会員は、カードの利用による売買取引上の紛議が生じたとき、会員と加盟店との間において協議、解決するものとし、当社は、売買取引等に関して一切責任を負わず、またその内容について調査等を行なう責任も負いません。また、カードの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消すときは、その代金の精算については当社所定の方法によるものとし、
9. 会員は、売買取引の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとし、ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得たときのみ開示されるものとし、
10. 会員は、本条の定めに関わらず、当社が必要と認めたとき、カードの利用を制限されるときがあることを承諾するものとし、また、カードシステム、通信回線、端末機のメンテナンスや故障・障がい等のあるときには、カード利用ができないときがあることを承諾するものとし、当社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、何ら責任を負わないものとし、
11. 会員は、当社が適当でないと判断した加盟店において、カード利用できないことをあらかじめ承諾するものとし、

第7条（デビット取引の利用限度額）

デビット取引の利用限度額については、当座貸越の利用限度額を超えて利用することはできません。

ただし、第13条第1項ないし第3項に該当するときは除きます。

第8条（デビット取引の決済方法）

1. 会員が第6条第1項ないし第4項に基づいてカード情報を加盟店に提示または送付等したとき、加盟店は当該カード情報を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と加盟店を結ぶ加盟店設置の端末機またはコンピューターに取引承認を表わす電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを条件としてデビット取引が成立するものとします。このとき、当社に対して売買取引債務相当額の当座貸越からの引落とし指示ならびに当該引落としの方法による借入金をもって売買取引債務の弁済を行なう旨の委託がなされたものとみなし、加盟店からのデビット取引に伴う利用情報（以下「利用情報」という。）に基づき、売買取引債務相当額を当座貸越から引き落とし、（以下この手続を「保留手続」、引き落とされた売買取引債務相当額を「保留額」という。）加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報（以下「売上確定情報」という。）が到着した時点をもって、保留額から売買取引債務相当額を加盟店に支払います。
2. 加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れたとき、当社は、当該利用情報の到達時点をもって保留手続を行なうものとします。
3. 加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達したとき、当社は当該売上確定情報の到達時点をもって保留手続と加盟店への支払を行いません。また、第6条4項により、カード情報を事前に加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用するときには、売上確定情報のみが到達し、当該売上確定情報の到達時点をもって加盟店への支払を行いません。
4. 加盟店の売上処理手続等の理由から到達した売上確定情報に基づく売買取引債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていたとき、当社は一旦保留額を所定の方法により算出した金額で会員の当座貸越に返金し、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を当座貸越から引き落とします。
5. 加盟店の売上処理手続等の理由から到達した売上確定情報に基づく売買取引債務相当額が利用情報に基づく保留額を下回っていたとき、当社は一旦保留額等を所定の方法により算出した金額で会員の当座貸越に返金し、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を当座貸越から引き落とします。
6. 会員が保留手続完了後、返品・解約等によりデビット取引をキャンセルしたとき、当社は後日、所定の手続により、保留額等を所定の方法により算出した金額で会員の当座貸越に返金します。
7. 保留手続完了後、加盟店から売上確定情報が到達しないとき、当社は一定期間経過後、保留額等を所定の方法により算出した金額で会員の当座貸越に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達したときは、当該売上確定情報到達時点をもって再度売買取引債務相当額の保留手続を行ない、加盟店への支払を行いません。
8. 会員は、本条第6項ないし第8項の返金については当社所定の日数がかかることをあらかじめ同意するものとします。

第9条（デビット取引の返金）

1. 会員に第8条第4項ないし第7項に定める保留額等を返金するときで、デビット取引時においてほかの借入残高がなくその後もほかに取引がなかった際には、保留額を当座貸越に返金し、発生した利息を取り消すことによって借入残高をなくします。
2. 前項で会員が、デビット取引以降にスルガ銀行カードローンについて任意による返済ならびに定例返済（以下、「途中返済」という。）をなされた際には、返済された金額について、通知のうえ会員が開設している普通預金口座に振込等所定の方法にて返金します。
3. 会員に第8条第4項ないし第7項に定める保留額等を返金するときで、ほかに借入残高があり途中返済がなされていない際には、保留額を会員の当座貸越に返金し、保留

手続が行なわれた日から返金の手続をした日までに発生した保留額を元本とする利息を取り消します。

4. 会員に第8条第4項ないし第7項に定める保留額等を返金するときで、ほかに借入残高があり途中返済がなされている際には、保留額と保留手続が行なわれた日から途中返済が行なわれた日までの保留額を元本とする徴収された利息ならびに徴収された利息を元本として発生する利息について会員の当座貸越に返金し、途中返済が最後になされた日から返金の手続をした日までに発生し徴収されていない利息については取り消します。
5. 会員に第8条第4項ないし第7項に定める保留額等を返金するときで、スルガ銀行カードローン契約規定第9条ならびに第12条に定める定例返済が発生している際には、保留額等の返金は定例返済分から充当します。
6. 会員に第8条第4項ないし第7項に定める保留額等を返金するときで、会員がスルガ銀行カードローンの定例返済金額の支払を遅延し、保留額等の返金額が、スルガ銀行カードローン契約規定第13条に定める最低返済金額（ミニマムペイメント）を下回る際には、デビット取引の返品・解約のキャンセル等の手続をしたうえで、保留額等については定例返済金額の支払の遅延が解消されてから当座貸越に返金する等、当社所定の方法で返金します。
7. 会員に第8条第4項ないし第7項に定める保留額等を返金するときであっても、会員がスルガ銀行カードローンの定例返済金額の支払を遅延し遅延損害金が発生しているときは、発生した遅延損害金を徴収するものとします。ただし、加盟店の売上処理手続等の会員の責によらないときには、発生した遅延損害金を徴収しないものとし、すでに徴収済みのものは返金します。

第10条（海外利用代金の決済レート等）

1. 海外でのカード利用代金については、外貨をV i s a の決済センターにおいて集中決済された時点での、V i s a の指定するレートで円貨に換算します。なお、海外取引関係事務処理経費や海外での現地通貨お引出しサービスについてのA T M利用手数料は発生いたしません。
2. 会員は、海外におけるデビット取引について、外国為替ならびに外国貿易管理に関する諸法令等を遵守するものとし、これらの法令等を遵守するうえで当社が必要と判断した許可証、証明書その他当社が指定する書類等を、当社の求めに応じ提出することとします。また、当社判断により、デビット取引の利用を制限または停止するときに、あらかじめ同意するものとします。

第11条（商品の所有権）

1. 商品の所有権は、当社が第8条第1項ならびに第3項により売買取引債務相当額を引き落とし、加盟店に保留額を支払った時点で当社に移転します。
2. 会員は、商品に関する所有権が、デビット取引の売買取引債務相当額ならびにこれに対する利息ならびにこれに関する遅延利息損害金の金額のすべて（以下この金額を「利用代金」という。）をスルガ銀行カードローン（当座貸越）で完済するまで当社に留保されることをあらかじめ承諾するものとします。

第12条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、デビット取引により購入した商品・権利または提供を受けた役務に次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利または役務に関する当座貸越による借入金について、支払を停止することができるものとします。
 - (1) 商品の引渡し、権利の移転、または役務の提供（権利の行使による役務の提供を

- 含む。本条において以下同じ。) がなされないとき。
- (2) 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵(欠陥)があるとき。
 - (3) その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があるとき。
2. 当社は、会員が前項の支払停止を行なう旨を当社に申し出たときは、ただちに所定の手続をとるものとします。
 3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ本条第1項の当該事由解消のため、加盟店と交渉を行なうよう努めるものとします。
 4. 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに本条第1項の当該事由を記載した書面(資料があるときには資料を添付のこと)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が当該事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。
 5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は、支払を停止することはできないものとします。
 - (1) 売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約ならびに連鎖販売個人契約に係るものを除く。)であるとき。
 - (2) 1回のカード利用に係る現金販売価格の合計が3万8千円に満たないとき。
 - (3) 割賦販売法に定める指定商品、指定権利、指定役務でない商品、権利の購入、または役務の提供を受けるためにカードを利用したとき。
 - (4) 日本国外の加盟店でカードを利用したとき。
 - (5) その他会員による支払い停止が信義に反すると認められるとき。
 6. 会員は、当社が利用代金の残高から本条第1項による支払停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後の利用代金の支払を継続するものとします。

第13条(当座貸越の利用可能額不足等によるデビット取引の決済不能等)

1. 当社カードシステムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引債務額について、カードシステム稼働後に保留手続を行なう際に当座貸越の利用可能額を上回っていたとき、当社は、当該利用情報に基づく保留手続を行なわず、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえでこの旨を会員に連絡し、会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
2. 第8条第3項において会員の当座貸越の利用可能額が売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を下回っていたとき、当社は、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえでこの旨を会員に連絡し、会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
3. 第8条第4項に定めるときにおいて、会員の当座貸越の利用可能額が、売上確定情報に基づく売買取引債務相当額を下回っていたとき、当社は、売買代金に相当する額の全額を加盟店あるいは当社と加盟店が適当と認めた第三者に立替払いしたうえでこの旨を会員に連絡し、会員に対し、当該立替払代金の弁済を請求するものとします。
4. 本条第1項ないし第3項に定める当該立替払代金の弁済については、会員が当社の指定する普通預金口座等に振込みにて返済するほか、スルガ銀行カードローンをATM等で返済することによりスルガ銀行カードローンの利用可能額が当該立替払代金を上回ることにより、当社所定の期間については当座貸越から引き落とすことにより当該立替払代金の弁済がなされるものとします。
5. 本条第1項ないし第3項に定める当該立替払代金の弁済が完了していないものがあるときで、当社が承認したときには当座貸越の利用限度額を超えた超過額については当座貸越契約が成立したとみなします。
6. 本条第1項ないし第3項に定める当該立替払代金の弁済が完了していないものがある

とき、有効期限経過後あるいは第15条に定める会員資格の取消しとなった後あるいは第16条に定める退会等となった後であっても、会員はただちにその弁済をしなければならぬものとします。

第14条（費用の負担）

会員が振込みにて未払債務を返済するときの金融機関等の振込手数料、カード利用または本規約に基づく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課は、会員の負担とします。

第15条（カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消し）

1. 当社は、会員が第13条に定める立替払代金の弁済を怠る等本規約に違反したとき、あるいは違反するおそれがあるとき、その他当社が必要と判断したときには、次の各号の全部、または一部の措置をとることができます。
 - (1) カード利用の停止。
 - (2) カード貸与の停止ならびにカードの返却請求。
 - (3) 加盟店等に対する当該カードの無効通知。
2. 前項各号の措置は、加盟店等を通じて行なわれるほか、当社所定の方法によるものとします。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他当社が会員として不適当と認めたときには、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができます。このとき、会員は、当社の指示に従ってただちにカードを当社へ返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。
 - (1) 当社への届出事項に関して届出を怠ったとき。
 - (2) 当社への届出事項に関して虚偽の申告をしたとき。
 - (3) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - (4) 第13条に定める立替払代金の弁済を怠ったとき。
 - (5) 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (7) 預金その他の当社に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - (8) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当社が判断したとき。

第16条（退会等）

会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。このとき、会員は、当社の指示に従ってただちにカードを返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第17条（カードの紛失・盗難、偽造・変造および損害の補てん）

1. 会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造等により他人にカードならびにカード情報を使用されたとき、そのカードならびにカード情報の使用により生じる一切の未払債務については本規約を適用し、すべて本会員が責を負うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造等の事実を速やかに当社へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署に届出、かつ当社所定の方法で指定期間内に届出をし、必要な手続をしたときは、当社がその連絡を受理した日を含めて61日前までさかのぼり、当社は、その後に発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき、当社は、その損害を補てんいたしません。
 - (1) 紛失・盗難、偽造・変造が会員の故意または重大な過失によって生じたとき。
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者

- 等会員の関係者が紛失・盗難、偽造・変造に関与し、または不正使用したとき。
- (3) 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じたとき。
 - (4) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき。
 - (5) カードが他人に譲与・貸与または担保差入れされているときに行なわれたカードの不正使用。
 - (6) 当社所定の書類ならびに手続に必要な書類の提出を拒む、または当社指定期間内に提出がないときや提出したこれら書類の内容に不備・虚偽があるとき。
 - (7) 当社ならびに保険会社等が行なう不正使用被害調査に協力しないとき。
 - (8) その他本規約に違反しているとき。

第18条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等により会員が当社所定の届出を行ない、当社が適当と認めたときに限り、カードを再発行します。このとき、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第19条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・暗証番号・決済口座等の事項について変更が生じたとき、その他当社が必要と認めるときには、当社所定の方法により遅滞なく変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、届出住所にあててなされた当社からの通知または送付書類その他のものが延着または未着となったときは、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行なわなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第20条（電話またはインターネット等による取引）

1. 会員は、当社が定める所定のサービス等の申込み、当社への照会、前条第1項に定める届出等を電話またはインターネット等により行なうことができるものとします。
2. 会員は、前項の取引を行なうとき、原則として第5条第3項により登録した電話取引用のパスワード、第5条第4項により登録したインターネット取引用のパスワードを用い、または当社が別に定めた方法によって行なうものとし、その内容は録音または記録され、当社に相当期間保存されるものとします。

第21条（利用確認メール）

1. 会員は、インターネットバンキング用とは別に、当社所定の方法でV i s aデビット用のメールアドレスを登録することにより利用確認メールを受け取ることができます。当社は、取引の成立にかかわらず、利用確認メールを配信するものとします。
2. 当社は、加盟店から受領した加盟店名・利用金額等利用内容を利用確認メールに表示します。また当社がサービス向上やセキュリティ向上のために利用確認メールの表示項目を随時変更することに、会員はあらかじめ同意するものとします。
3. 会員は、利用確認メールの配信を希望しないときは、当社所定の方法により配信を停止できるものとします。
4. 当社は配信した利用確認メールが、当社所定の回数以上未達となったとき、会員に通知することなく利用確認メールの配信を停止します。なお、当社所定の方法でV i s aデビット用のメールアドレスを登録するまで利用確認メールの配信を行ないません。また、当社は、「利用確認メール」の配信ならびに配信停止に伴う会員の不利益について一切責任を負わないものとします。

第22条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間の訴訟その他法的手続きについては、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地および当社の本店・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第23条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第24条（規約の変更・承認・準用）

1. 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規約を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。
2. 本規約に特段の定めがないとき、当座貸越の機能については、当社のスルガ銀行カードローン契約規定を準用するものとします。

以上
2020年4月1日現在